

整理課

一復第ニ三四號

在外者の臨時手當の増加支給について

第一復買官署各地方世話部一般

昭和二十一年八月二日

復員廳 第一復買局 文書課長 美山 要藏

在外者給與規程別表第二及び補給金支給等領第三條による臨時手當の増加支給に關するの
の様に定められたから命によつて通牒する。

一 在外者給與規程別表第二の臨時手當に別表の額を増加支給する。

(註) 留守宅渡実施要領別表第一の額にも従つて増加支給する。

二 本増加支給だけを送金する場合は別表金額百五十二円以上は全額封鎖拂とし、別表金額
百四十七円以下百三十九円以上は左の区分により、百三十五円以下は全額を自由拂とする。

増加支給月額

封鎖支拂

自由支拂

一四七 円

九三 円

五四 円

一四三

七六

六七

一三九

六〇

七九

三 補給金支給要領第三條第二項の規定による臨時手當に月額六十円を自由拂で増加支給する。

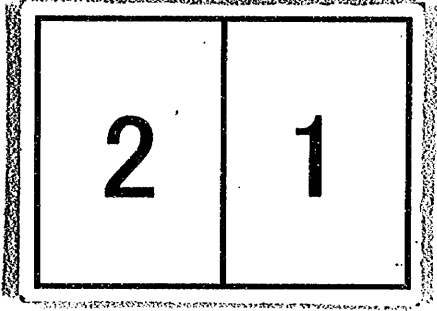
四 第一號及び前號の増加支給は昭和二十一年六月分及び七月分に限り本通牒の額で実施する。

(註) 八月分以降の臨時手當の額は更に改正せられる見込である。

五 この通牒は昭和二十一年六月一日よりこれを適用する。但しこの通牒が到着までに復員に伴ふ未支給給與の精算處理済のものについては増加支給しないでもよい。

0841

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3 版以上のため
文書等名	在外者臨時手当追給月額表
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

別表

在外者臨時手当追給月額表

扶養家族数

大尉	大尉	少佐	少佐	中佐	中佐	大佐	大佐	少将	少将	中將	中將	大將	軍人		初任文官		奏任文官		判任文官		官文		工員		傭人		職員		待遇者																																																																																
													夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師	夜師																																																																			
十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級	十五級	十六級	十七級	十八級	十九級	二十級	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年	三十年	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百

0842

0843

考 備

①は進士官下工官出身の將校 ②は營外居住 ③は營内居住とす。

官制	官名	階級	俸	額	日	月	年	合計
中將		中將 一級	四級俸	二〇	四一	五〇	六八	九四一〇三
			三級俸	二〇	四五	五九	七八	九四一〇三
			二級俸	二〇	五〇	六四	八三	九四一〇三
			一級俸	二〇	五五	六九	八八	九四一〇三
			特級俸	二〇	六〇	七四	九三	九四一〇三
少將		少將 二級	四級俸	二〇	四五	五九	七八	九四一〇三
			三級俸	二〇	五〇	六四	八三	九四一〇三
			二級俸	二〇	五五	六九	八八	九四一〇三
			一級俸	二〇	六〇	七四	九三	九四一〇三
			特級俸	二〇	六五	七九	九八	九四一〇三
大佐		大佐 四級	三級俸	二〇	四五	五九	七八	九四一〇三
			二級俸	二〇	五〇	六四	八三	九四一〇三
			一級俸	二〇	五五	六九	八八	九四一〇三
			特級俸	二〇	六〇	七四	九三	九四一〇三
			大佐 三級	二〇	五〇	六四	八三	九四一〇三
中佐		中佐 三級	二級俸	二〇	四五	五九	七八	九四一〇三
			一級俸	二〇	五〇	六四	八三	九四一〇三
			特級俸	二〇	五五	六九	八八	九四一〇三
			中佐 二級	二〇	五〇	六四	八三	九四一〇三
			中佐 一級	二〇	五五	六九	八八	九四一〇三
少佐		少佐 二級	一級俸	二〇	四五	五九	七八	九四一〇三
			特級俸	二〇	五〇	六四	八三	九四一〇三
			少佐 一級	二〇	五五	六九	八八	九四一〇三
			少佐 特級	二〇	六〇	七四	九三	九四一〇三
			少佐 二級	二〇	五〇	六四	八三	九四一〇三
大尉		大尉 九級	七級俸	二〇	四五	五九	七八	九四一〇三
			六級俸	二〇	五〇	六四	八三	九四一〇三
			五級俸	二〇	五五	六九	八八	九四一〇三
			四級俸	二〇	六〇	七四	九三	九四一〇三
			三級俸	二〇	六五	七九	九八	九四一〇三
中尉		中尉 十級	九級俸	二〇	四五	五九	七八	九四一〇三
			八級俸	二〇	五〇	六四	八三	九四一〇三
			七級俸	二〇	五五	六九	八八	九四一〇三
			六級俸	二〇	六〇	七四	九三	九四一〇三
			五級俸	二〇	六五	七九	九八	九四一〇三
少尉		少尉 十一級	十級俸	二〇	四五	五九	七八	九四一〇三
			九級俸	二〇	五〇	六四	八三	九四一〇三
			八級俸	二〇	五五	六九	八八	九四一〇三
			七級俸	二〇	六〇	七四	九三	九四一〇三
			六級俸	二〇	六五	七九	九八	九四一〇三
少尉		少尉 十二級	十級俸	二〇	四五	五九	七八	九四一〇三
			九級俸	二〇	五〇	六四	八三	九四一〇三
			八級俸	二〇	五五	六九	八八	九四一〇三
			七級俸	二〇	六〇	七四	九三	九四一〇三
			六級俸	二〇	六五	七九	九八	九四一〇三

整 理 課

一役第二三九號

第一役員官署一取(印)

昭和三十一年度第一次支出見込調書提出に付て

昭和三十一年八月六日

第一役員文書課長 美山 要蔵

昭和三十一年度第一次支出見込調書は別紙様式に依り八月末日調書以て
実施することと定められ不から命令に依り通牒する。提出期限は別紙様式
に定められた通りを特に厳守せしめ度い。

0844

別紙第一

支出見込調書

官署名

科目	現款算額	年度所要額			計	過不足額 年度所要額に 対する説明
		支拂済額	備置額 未拂額	九月以降三月迄 所要見込額		
第一級多額賞						
俸給						
賞典						
諸給典						
旅費						
備給						
給典						
事務費						
臨時費						

0845

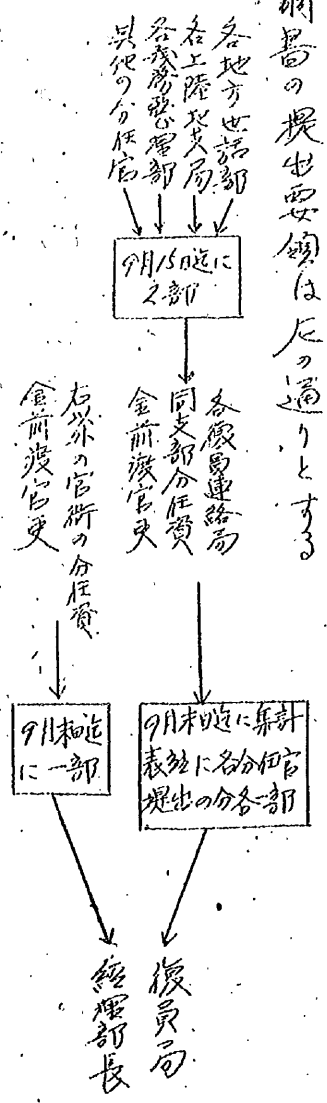
	送金雑費	郵便賃	雑費	諸午當	施設費	接待費	在外部隊費	慰靈祭費

（糊製上の注意）

一、本糊書は昭和五年四月一日より起算して糊製すること
 二、現務算額は八月末日迄に明細支拂簿算書に依り合達せられた額の累計を
 楊子豫算合達の通帳着数と欄外に註記すること

0846

3. 支拂済額は八月末日に於ける實際の支拂済額を計上する
4. 俸給備給の所要見込額は別紙第二の見込人員に平均單價を乗じたものとして揚上する 諸午當し同様である
5. 賞典及給典の年度所要額は支拂済額の計上すること
6. 旅費の年度所要額は別紙第三の内譯書に依り説明すること
7. 需品費の所要見込額は別紙第四の内譯書に依り説明すること
8. 送金雜費の所要額は別紙第五の内譯書に依り説明すること
9. 在外部隊諸費の所要額は別紙第六の内譯書に依り説明すること
10. 慰靈祭費の所要額は別紙第七の内譯書に依り説明すること
11. 本朝書の提出要領は左の通りとする



別紙第二

編成人員表

官署名

区 分			實 在 人 員					編 制 定 員		
一ヶ月以上継続勤務	事務官	職 員	四月	五月	六月	七月	八月		九月	十月
一級										
二級										
三級										
二級										
三級										
事務官										
職員										
職員										
職員										
職員										
職員										
職員										
職員										
職員										
職員										
計										

0848

別紙第三

旅費所要額内擇書

官署名

出頭	署名	既取	一復第 二復第 三復第	旅費		一般旅費	区分	
				右以外 天	赴 外地部隊 出張費 等 計		支拂 済額	備 権 確 定 未 拂 額
六月 (件)	五月 (件)	四月 (件)		(件)	(件)	(件)	年度	所要額
	(件)			(件)	(件)	(件)	所要額	計
	九月 (件)				九月 (件) 十月 (件) 計	(半年分 件)		摘要
	十月 (件)							摘要

0850

(備考)
 1. 一般旅費は本内釋書に掲げた他の項目の何れにも該當しな一切の旅費も
 包含する
 2. 合計額は夫々別紙第一の欄上額に符合する

合計	當年賣組來私債					旅費	
	計	官下 (人)	官尉 (人)	官佐 (人)	分送 月 4	計	七月 (件)
					月 5		
					月 6		
					月 7		
					月 8		
					計		
		(人)	(人)	(人)			
		(人)	(人)	(人)	月 9	計	三月 (件)
					月 10		
					月 11		
					、、、		
					、、、		
					月 5		
					計		

0851

別紙第四

需品費料未済見込額の譯書

官署名

月別	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
郵便電信料								
事務用消耗品								
官舎修繕費								
採暖用燃料費								
その他								
計								

(備考)

説明を要する事項は欄外に括弧する。

0852

別紙第五

送金雜項所管額内譯書

官署名

費用係 慰靈祭		送金雜項所管額内譯書						區 分
		送金		送金		送金		
科送金	總送金	科送金	總送金	科送金	總送金	科送金	總送金	
								七月
								八月
①	①	②	①	③	①			計
①÷① = %		②÷① = %		③÷① = %				率比
								九月
								十月
								十一月
								十二月
								一月
								二月
								三月
								計

将来所管見込額

0853

別紙第六

在外部隊諸費所要額内擇書

官署名

合 費 定 算 額							區 分			
計	一級隊六共三二 級費 (件)	送金経費	一―三月份	十―十二月 分	臨時手當増 額追加分	七―九月份	四―六月 後渡分	四―六月 前渡分	支拂額	所要見込額
									四月	
									五月	
									六月	
		/							七月	
		/							八月	
		/							計	
		/							九月	
		/							十月	
		/							上月	
		/							上月	
		/							一月	
		/							二月	
		/							三月	
		/							計	

0855

別紙第六編表(其一、其三)

其一 留年定渡担任件数表 (八月末日現在調)

様式は一級第九、七、九 留年定渡実施要領別表第三及第四に依

其二 補給金担任件数表 (八月末日現在調)

様式は一級第九、七、九 補給金支給要領別表第二に依る

其三 帰還時交付金支拂内訳表

官署名

軍 人	軍 人	區 分	階 級	人員累計	支給金額	一人當平均金額	摘 要
留年定渡実施要領別表第一の階級 區分と同じ	留年定渡実施要領別表第一の階級 區分と同じ						

0857

計

(備考)

1. 本表は北支世帯部に於て支給する帰還時交付金に於て場上市として上陸地
支局に於て支給する帰還時交付金本表には除外する

2. 本表は四月一以降八月末日迄の支拂済残債権確定未拂の合について場上
する

0858

別紙第七

慰靈祭費所要額内譯書

官署名

小計	祭費			慰靈		給興(了) (すき)	死没者数	至分
	他経費	整備及其	遺骨等	旅費	慰靈			
								四月
								五月
								六月
								七月
								八月
								計
								九月
								十月
								十一月
								十二月
								計

0859

會報

昭和三十一年八月十三日

新体制の決定上必要のため左記調書と各部課毎に調製の上八月二十八日迄に文書課に提出願ひたい

左記

- 1. 勤続年数調書(様式別紙第一)
- 2. 扶養家族認定申請書(様式別紙第二)

(別紙第一)

勤続年数調書					各部課名	
勤続年月	勤続年数	官名	氏名	職名	氏名	職名

調製上の注意

勤続期間の計算は官吏、同待遇者、嘱託員、雇員、傭人又は工員に任用又は採用の日から本年六月三十日までを期間とし、月計算を以て行い、年末迄の勤続日数をこの日を切捨てること

左に掲げる場合の一に於ては、是等は、是れは、在職期間とは認め、勤続期間とは認め、通算すること

① 退官、退職、解雇又は解僱となつた者が、再び官庁職員に任用又は採用され

たとき、東京都、北海道、府縣、市町村又はこれに準ずるもの、有給吏員(嘱託員、雇員及び傭人を含む)から官庁職員に任用又は採用されたとき

左に掲ぐる場合の一に於ては、是等は、是れは、在職期間及び其の前後の在職期間とは認め、勤続期間とは認め、通算すること

② 休職、停職又は銜令中り者が復職したとき又は再び勤務を命ぜられたときは、その休職、停職又は銜令中の期間

③ 許可を受けて外國政府に聘用された者が、聘用を解かれた後官庁職員として勤務に服した時は、その聘用中の期間

④ 本属への承認を受けて外國政府又はこれに準ずるもの、官吏その他職員(以下單に外國政府職員と稱す。)と稱する、退官、退職、解雇又は解僱となつたものが外國政府から職員に任用又は採用されたときは、その外國政府職員であつた期間

⑤ 軍人の在職年数には、兵の期間を除き、下士官任官(士官候補生等より將校となつたものは少尉任官)からである

⑥ 年令月額百五十円以上の者については、調製すること

一復整部才三三三三

所得稅課稅範圍に關する件通牒

昭和二十一年九月四日

第一領事局技術整理部庶務課長

整 理 課 殿

既に提出せられた決算證憑書を調査するに個人給與金に對する所得稅徵收額極めて僅少にして臨時手當、臨時物價手當等に對し課稅しめらざる出納官吏あるも所得稅法第十條第四、勤勞所得、學費一俸給、料……及賞與並に此等の性質を有する給與」として課稅すべきものにつき承知せられ度念の爲通牒する

進而戰災者に對する減免も滿一ケ年間に於て爾後は全額徵收すべきものにつき申添ふ



0863

整理課

三優

第四四二號

第一復興官署舎地方世話二級

在外者の給与の切り替について

昭和廿壹年拾月壹日

復興廳 第一復興局 文書課長 美山 零藏

在外者の給与の切り替について左記の通り定められたから命によつて通牒する

左記

一 俸給及び給料

い 内地公務員を除く以下同じ外にある者であつて内地に九月二十五日一復第四一六號

左記三のヌの規定による扶養家族以下單に扶養家族と稱すを残置しない者は昭和二十

一年七月一日において現に受ける俸給又は給料の額とする

ロ 内地外に在る者であつて内地に扶養家族を残置する者は左の各號によつて計算し

る金額の合計額を以つて俸給又は給料の額とする但し官廳を退職することなく徴集

又は召集された者についてはいによる

ハ 前號の規定による俸給又は給料の額

ニ 臨時物價手當相當額月額 五十圓

0864

(イ) 右の(イ)及び(ロ)の合計額から十圓に満かない金額を切り捨てた金額を別表の臨時手當以外の給與としその下欄の臨時手當相當額

二 臨時家族手當

(イ) 昭和三十一年七月一日に於て現に内地外に在る者であつて内地に扶養家族を残置する者には其の者が内地に帰還する月迄臨時家族手當を支給する

(ロ) 臨時家族手當の額は留守宅渡受領人の居住地によつて左の区分による

(イ) 六大都市並に之に準ずる地域扶養家族一人に付 九十圓

(ロ) 市制施行地域並に之に準ずる地域扶養家族一人に付 七十圓

(ハ) 其の他の地域 扶養家族一人に付 五十圓

(3) 扶養家族の範圍及びその支給の方法については九月二十五日一復第四一六號庄記

三による但し改めて扶養家族認定申請書を提出せしめるには及ばない

三 補給金

(1) 本年五月十五日一復九〇七號別冊補給金支給受領によつて俸給補給金その他の支給を受けてゐる者に支給する給與は俸給と臨時家族手當とする

(2) 俸給は左の額とする

(イ) 内地に扶養家族を有しない者については昭和三十一年七月一日において現に受ける俸給補給金の額

(ロ) 内地に扶養家族を残留する者は(イ)による俸給補給金の額臨時物價手當五十圓及び臨時手當九十四圓の合計額

(ハ) 内地に扶養家族を残留する者の家族で軍人としての俸給を留守宅渡金として貰つてゐるものに対しては七月一日現在の俸給補給金額から七月一日現在の留守宅渡俸給額を控除した額に(ロ)の臨時物價手當及び臨時手當を加へた額但し七月一日現在の俸給補給金の額が七月一日現在の留守宅渡俸給額に満たない場合は(ロ)の臨時物價手當と臨時手當とを加へた額

(ニ) 臨時家族手當はニに同じ

四 経過的差額

(1) 本年七月分乃至九月分の給與は新給與制度により支給すべき左の上欄の給與の合計額から同期間内に旧給與制度によつて既に支給済に係る左の下欄の給與の合計額を差

0866

引いた残額に相當する金額を經過的差額支給額として追給する

	新給與種類	旧給與種類
	俸給又は給料	俸給又は給料(俸給補給金)
	臨時家族手當	臨時物價手當
		臨時手當
		臨時家族手當

(2) (1)の經過的差額支給額は十月分以降の給與支給(送金)の際之を追給する但し昭和二十

一年七月以降九月迄に内地に帰還した者についてはその者から請求があつた場合に限り封鎖拂了之を追給する

0867

四九〇	五〇〇	五一〇	五二〇	五三〇	五四〇	五五〇	五六〇	五七〇	五八〇	五九〇	六〇〇円	臨時手當以外 の給與額
三五七	三六二	三六五	三六七	三七〇	三七二	三七四	三七七	三七八	三八〇	三八二	三八三円	臨時手當 の給與額
三七〇	三八〇	三九〇	四〇〇	四一〇	四二〇	四三〇	四四〇	四五〇	四六〇	四七〇	四八〇円	臨時手當以外 の給與額
二八八	二九四	三〇一	三〇六	三一五	三一八	三二四	三三〇	三三五	三四一	三四六	三五一円	臨時手當 の給與額
二五〇	二六〇	二七〇	二八〇	二九〇	三〇〇	三一〇	三二〇	三三〇	三四〇	三五〇	三六〇円	臨時手當以外 の給與額
二〇八	二一五	二二二	二二九	二三六	二四三	二四九	二五六	二六三	二六九	二七六	二八二円	臨時手當 の給與額

0868

二八〇	一九〇	二〇〇	二一〇	二二〇	二三〇	二四〇 円
一五三	一六二	一七〇	一七八	一八六	一九三	二〇〇 円
一一〇	一一〇	一一〇	一四〇	一五〇	一六〇	一七〇 円
九四	一〇二	一一一	一一九	一二八	一三六	一四五 円
	五〇	六〇	七〇	八〇	九〇	一〇〇 円
	四三	五一	六〇	六八	七七	八五 円

0869

經理會報

第三號

昭和二十一年九月六日

經理研究會

一 各部課編成人員調查書未提出のものは至急
作製の上金錢係へ送付せられたい。

二 爾今緊急のものは以外に諸支拂は毎週木曜日
に変更せられたい。請求書締切日は火曜日とする。

三 九月分俸給々料は九月十日に繰上支給す。各受領
代人は当日九時三十分迄以外切手を受領せられ度
尚當日、日限ヨリ連絡自動車は九時四十分迄送す。

四 八月分居費食料は九月十日支拂の予定に付す。

0870

九月迄の請求書を提出せられたい。尚ほ九月以降
の食料支給要領は追て連絡す。

五 過般文書課へ提出した扶養家族認定申請書
は決裁済次第副書一部尚金錢係へ至急提出せら
れたい。

六 新拂俸の切り替に當り別紙様式に依り俸給の
料調査書を俸給、備給に区分して来り十一月迄の
金錢係へ提出せられたい。

七七八九月分俸給の料及臨時家族手當に對する
違給は九月二十六日支拂の予定
請求書様式並に整理方法等に就いては追て連絡
す。

0871